

「特定粉じん作業特別教育」講習案内

事業主様

一般社団法人 大垣労働基準協会

HP : <https://www.ogakiroukikyo.com>

特定粉じん作業特別教育にかかる講習を下記により開催します。

【別紙】関係法令欄を参照され、未受講等該当する方がありましたらこの機会に受講されますようご案内申し上げます。

【1】講習日時・会場・定員・申込受付期間

講習日時	会場	定員	申込期間
2026年1月15日(木) (受付8:30~)	大垣市職業訓練センター TEL0584-89-4976 〒503-0963 大垣市西大外羽1-226-1	72名	年間受付 定員になり次第締め 切れます。

【2】受講料 (テキスト代・消費税10%を含む)

会員1名につき **6,985** 円 (うち消費税635円) ※会員：岐阜県内の各労働基準協会会員
非会員1名につき **8,635** 円 (うち消費税785円)

【3】申込方法

- 別紙【受講申込書 兼 受講票】に必要事項を記入し、グーグルフォームにてお申ください。
※グーグルアカウントが作成できない場合は、当協会HPお問合せに掲載のEメールアドレスに申込書を添付して送信願います。
- 【本人確認書類】欄には①～②のいずれかを貼付してください。
①運転免許証の表面コピー(変更事項あれば裏面もコピー)②健康保険証の【表面と裏面(現住所記入)】のコピー
- 申込書を送信いただいた方宛に受講票をEメールにてお送りしますので、プリントアウトして受講者様にお渡しください。

【4】お支払いについて

- 受講料は前納制です。必ず講習開催日の3営業日前までに銀行振込にて納めてください。
※(振込み手数料は振込人負担でお願いします。)

【5】インボイスの発行について (登録番号 T6200005012428)

当協会はインボイスの発行事業者です。講習日に領収書をインボイスとして受講者様にお渡しいたします。(各事業所毎)
※発行を希望される場合は受講申込書 兼 受講票にて「希望する」を選択してください。

【6】受講キャンセルについて

ご都合で受講を取り止められる場合、講習開催日の3営業日前までにご連絡願います。
ご連絡がないときは、受講料はお返しえませんのでご了承願います。

【7】申込・振込先

協会名	所在地	電話・FAX
一般社団法人 大垣労働基準協会	〒503-0803 大垣市小野4-35-10 大垣市情報工房4階	TEL 0584-73-2272 FAX 0584-73-2257
銀行振込先：大垣共立銀行 本店 普通預金 0191887 ※(振込み手数料は振込人負担でお願いします。)		

【8】講習科目及び講習時間

講習時間	講習科目	分
9:00	粉じんの発散防止及び作業場の換気	60
～	作業場の管理	60
	呼吸用保護具の使用の方法	30
14:30	粉じんに係る疾病及び健康管理	60
	関係法令	60

【9】修了証交付

講習全科目を修めた方に当日修了証を交付します。(遅刻・早退は修了できません)

個人情報の取扱いに関する事項 (提出いただく情報の取扱いについては、下記事項を確認のうえお申し込みください。)
※ご提出いただきました個人及び企業・団体に関する情報は、当会が責任を持って管理し、①名簿の作成 ②修了証の発行
③修了証の再発行のための台帳作成 ④受講料等の入金確認等のため、申込みいただきました講習会の適正な運営の
ため以外には使用いたしません。

【10】その他

- 講習会当日は受講票(受講申込書兼受講票)・筆記用具を持参してください。
- テキストは、講習会初日に会場にてお渡します。
- 会場付近には食事施設がありませんので昼食は各自準備ください。

受講番号 *主催者記入欄	「特定粉じん作業特別教育」受講申込書 兼 受講票		
日 に ち : 2026年1月15日(木) 会 場 : 大垣市職業訓練センター 9:00時開講 (受付8:30~)			

事 業 所	※個人でお申込みの場合は記載不要ですが、連絡先を電話番号欄にご記入願います。		
	会 社 名		
	所 在 地	〒	
担当者名	部署 ふりがな 氏 名	電 話 番 号	

受 講 者	ふりがな 氏 名	【修了証に旧姓又は通称の併記を希望される方】 ※併記する旧姓又は通称名を記入してください。	
	生年月日 □昭和 □平成	年 月 日	
	現 住 所	〒	

【受講料等】

<input type="checkbox"/> 会員	↓ご加入の基準協会に○を記入 岐阜・大垣・飛騨・東濃・中濃・恵那・岐阜八幡	6,985 円	<input type="checkbox"/> 非会員	8,635 円
銀行振込予定日 (月 日) ※講習会開催日の3営業日前までにお支払いください				
*希望の有無について○をつけて下さい (回答のない場合は発行致しませんのでご留意ください)				
領収書(インボイス対応)の発行を (希望する ・ 希望しない)		※講習日に上記担当者様宛の封筒に入れて 受講者様にお渡しいたします。(各事業所毎)		

【その他】 持ち物 : ①受講申込書兼受講票 ②筆記用具

※会場付近には食事施設がありませんので昼食は各自ご準備ください

※当日の緊急連絡先 (080-1609-1141) 発熱や体調不良の場合は受講を見合させてください。

※【本人確認書類貼付欄】本人確認ができる、運転免許証の写し又は健康保険証(表裏)の写しを以下に貼付してください。

【 表 面 貼 付 欄 】	【 裏 面 貼 付 欄 】
①～②のいずれかを貼付してください	
①運転免許証の表面コピー ②健康保険証の【表面と裏面】のコピー	
表 面	裏 面
・運転免許証の裏面に変更事項がある場合 ・健康保険証の裏面のコピー	

【別紙】

<旧姓又は通称の併記を希望される方のみ>

労働安全衛生規則に基づく様式が改正され、令和4年4月1日より修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称を併記できることになりました。

旧姓を使用した氏名の場合 ※①～③のいずれかを提出してください	通称の場合 ※①～③のいずれかを提出してください
①戸籍謄本（原本）	①戸籍謄本（原本）
②旧姓を併記した住民票（原本）	②通称を併記した住民票（原本）
③旧姓を併記した運転免許証コピー	③通称を併記した運転免許証コピー

<ご参考>

関係法令

イ、労働安全衛生法第59条第3項

事業主は危険又は有害な業務で厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、
厚生労働省令で定めるところにより当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育
を行わなければならない。

ロ、労働安全衛生規則第36条

法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は次のとおりとする。

(1～28省略)

29.粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務

ハ、粉じん障害防止規則第2条関係別表第2(要約)

- 1 坑内において鉱物等を動力により掘削する個所における作業
- 2 坑内において鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、ふるい分ける個所における作業
- 3・4 坑内・ずい道内において鉱物等を車両系建設機械又はベルトコンベヤーに積み込み、
積み卸す個所における作業
- 5 屋内において岩石又は鉱物を動力(手持ち式・可搬式動力工具を除く)により裁断し、
彫り、又は仕上げする個所における作業
- 6 屋内において研磨材の吹きつけにより研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る個所における作業
- 7 屋内において研磨材を用いて動力(手持ち式・可搬式動力工具を除く)により岩石、鉱物、
金属を研磨し、ばり取し、金属を裁断する個所における作業
- 8 屋内において鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力(手持ち式・可搬式動力工具を除く)
により破碎、粉碎し又はふるいわける個所における作業
- 9 屋内においてセメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、アルミニウム、若しくは酸化チタンを袋詰め
積み卸す場所における作業
- 10 屋内において粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含むものを混合し、混入し、又は散布
する個所に行ける作業
- 11 屋内においてガラス、ほうろう、陶磁器、耐火物、けい藻土、研磨材、炭素製品を製造する
工程において原料を混合する個所における作業
- 12 屋内で耐火レンガ、タイルを製造する工程において原料を動力により成形する個所における作業
- 13 屋内で陶磁器、耐火物、けい藻土製品、研磨材、炭素製品を製造する工程において
半製品・製品を動力により仕上げる個所における作業
- 14 屋内で砂型を用いて鋳物を製造する工程において、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、
砂落とし又は動力(手持ち式を除く)により砂を再生し、混練し、鋳ばりを削り取る個所における作業
- 15 屋内で手持ち式溶射機を用いて金属を溶射する個所における作業